

地球環境問題 2009（泉留維） 第一回

○授業計画（テ = テキスト）

- 4月10日：イントロダクション（授業計画および評価についての説明等）
4月17日：人口増大と環境問題の歴史（1）（人口圧と環境の劣化）
4月24日：人口増大と環境問題の歴史（2）（開発と環境破壊の歴史）
5月8日：国際的な環境ガバナンスのあり方（テ 1,11 章）
5月15日：地球温暖化問題と京都メカニズム（1）（温暖化の現状）
5月22日：地球温暖化問題と京都メカニズム（2）（温暖化問題の本質）
5月29日：地球温暖化問題と京都メカニズム（3）（京都議定書について）（テ 11 章）
6月5日：地球温暖化問題と京都メカニズム（4）（京都メカニズムについて）（テ 4,11 章）
6月12日：戦争と環境（テ 12 章）
6月19日：自由貿易の功罪（自由貿易、GATT/WTO の位置付けと問題点）（テ 11 章）
6月26日：休講（黒門祭）
7月3日：ODA と環境破壊（テ 11 章）
7月10日：私たちの食と環境問題（テ 1 章）

○成績評価の方法

授業内に行う小テスト（3 回：30%）ならびに期末に課すレポート（70%）で総合評価する。小テストを一回も受験していないものには、レポート提出の資格を与えない（つまり不合格にする）ので注意すること。なお、小テストの実施日は原則、告知しない。

○昨年度の成績評価結果

登録者数：107 人
レポート提出者数：68 人（A：23 人、B：35 人、C：7 人）
不合格：43 人（うちレポート未提出者 40 人）
名目合格率（合格者/履修登録者数） 60.7%
実質合格率（合格者/レポート及び課題提出者数） 95.6%

○教科書

泉留維・室田武・三俣学・和田喜彦『テキストブック 環境と公害：経済至上主義から命を育む経済へ』日本評論社（定価 2600 円）

毎回、講義ノート配布し、必要に応じてビデオなどを用意する。

○参考書

クライブ＝ポンティング『緑の世界史』上・下 朝日新聞（1994 年）
松下和夫『環境ガバナンス』（環境学入門第 12 巻）岩波書店（2002 年）
森田恒幸・天野明弘編『地球環境問題とグローバル・コミュニティ』（岩波講座 環境経済・政策学第 6 巻）岩波書店（2002 年）

○受講前提条件・関連科目

環境経済論（通年）と併せて受講することが望ましい。
新聞・雑誌・テレビ等の環境問題についての報道に注目すること。授業中の私語は厳禁。私語がひどい学生は退席を命じることもある。

☆講義ノートに関しては、すでに終了している講義分について専修大学・RENANDI 統合 e ラーニングシステムに逐次アップする（5 月中旬頃からダウンロード可能予定）。

<https://renandi.ss.senshu-u.ac.jp/renandi/session.do>

→ログインするには、情報機器室のパソコンにログインするものと同じ、ID とパスワードを打ち込む

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政	
	世界の動き	国内の動き
1890 年代 〔15 億人〕 1918		・足尾鉍毒問題
1930 年代	・米、フロン開発	・鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布 (当時：狩猟法)
1940 年代		・イタイイタイ病発見 ・水俣病発見
1950 年代 〔25 億人〕		・自然公園法公布 ・公共用水域の水質の保全に関する法律(水質保本法)公布 ・工場排水等の規制に関する法律(工場排水規制法)公布
1952	・ロンドンスモッグ事件 4000 名死亡	
1957		・四日市ぜんそく発生 ・ばい煙の排出の規制等に関する法律(ばい煙規制法)公布
1958	・米、ハワイ・マウナロア山観測所で CO2 の観測開始	・自動車排出ガス規制がスタート
1960 年代	・アフリカの乾燥地域干ばつ始まる。砂漠化問題の国際的な認識広がる。	・日本の総人口が 1 億人を突破
1965		・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(航空機騒音防止法)公布 ・公害対策基本法公布 ・大気汚染防止法公布 ・騒音規制法公布 ・日本の G N P 資本主義世界で第 2 位 ・硫酸酸化物環境基準設定 ・公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布
1966		
1967	・米軍、ベトナムで枯葉剤を使用開始	
1968		
1969	・国連、生物化学兵器違法宣言決議案を可決	
1970	・全米で公害反対・環境保護のアーサーデー	・公害紛争処理法公布 ・公害防止事業費事業者負担法公布 ・光化学スモッグ被害発生 ・水質汚濁防止法公布 ・廃棄物処理法公布 ・公害防止組織法公布 ・環境庁設立
1971	・米上院、マスキー法(大気清浄法)を可決	
1972	・ローマクラブ「成長の限界」発表 ・ストックホルムで「国連人間環境会議」開催 ・国連人間環境宣言採択 ・国連環境計画(UNEP)設立	・通産省 PCB の生産中止を指導 ・自然環境保本法公布 ・土壌汚染中毒発生
1973		・北関東で酸性雨 ・大気汚染に係る環境基準改定(SO ₂ 、NO ₂ 、光化学オキシダント) ・都市緑地保本法公布 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法公布 ・公害健康被害補償法公布 ・航空機騒音環境基準を設定 ・大気汚染防止法改正、硫酸酸化物総量規制 ・生産緑地法 ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
1974	・ローランド(米)フロンガスによるオゾン層破壊説発表 ・カナダ、オンタリオ州で原住民に水俣病発見	・振動規制法公布
1975		
1976		
1977	・UNEP オゾン層保護対策について検討開始	
1978	・米、フロン使用スプレー使用禁止	・二酸化窒素に係る環境基準改定 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法を改定 ・瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法改正により瀬戸内海へ C O D 総量規制制度導入
1979	・スリーマイル島原発事故	

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政	
	世界の動き	国内の動き
1980	・米政府「西暦 2000 年の地球」で熱帯林の消滅を予測	・幹線道路の沿道の整備に関する法律の公布 ・ワシントン条約に加入 ・広域臨海環境整備センター法公布・実施
1981	・FAO・UNEP、「熱帯林資源評価調査」実施	
1982		
1983		・環境庁第 1 次酸性雨対策調査を開始
1984	・世界湖沼環境会議大津市で開催	・湖沼水質保全特別措置法の公布 ・閣議アセス要綱
1985	・オゾン層保護条約採択 ・ソ連チェルノブイリ原発事故	・大気汚染防止法改正 ・アスベストの規制
1986		
1987	・「国連環境と開発に関する世界委員会」持続可能な開発を提唱 ・オゾン層保護に係るモントリオール議定書採択	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の規制等に関する法律の公布
1988	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 初会合 ・北海でアザラシ大量死 ・トロントサミット、地球環境問題の議論活発化	・公害健康被害補償法改正 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)施行
1989	・UNEP「有害廃棄物の越境移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」採択 ・特定フロン全廃のためのヘルシンキ宣言 ・二酸化炭素排出量凍結に係るノールトヴェイク宣言 ・アルシュサミット、酸性雨対策等の国際協力を強調	・エコマーク商品登場
1990	・気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第 1 次評価報告書公表	・地球環境元年 ・環境庁地球環境部新設 ・地球温暖化防止行動計画策定 ・香川県豊島に産廃不法投棄
1991		・土壌の汚染に係る環境基準告示 ・再生資源利用促進法公布 ・廃棄物処理法改正(ごみ処理制度の導入等) ・水質汚濁防止法一部改正公布 ・産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律の公布 ・自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の公布 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の公布 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の公布 ・大阪湾臨海地域開発整備法の公布 ・兵庫県地域公害防止計画承認
1992	・リオデジャネイロで地球サミット(国連環境開発会議)開催 ・環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言採択 ・持続可能な環境と開発のための行動計画(アジェンダ 21) 採択 ・地球温暖化防止条約(気候変動枠組み条約)署名 ・「森林保全の原則声明」の採択	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行 ・気候変動枠組条約締結・生物多様性条約締結 ・環境基本法制定 ・アジェンダ 21 行動計画策定 ・初の「環境の日」で各地で記念行事 ・環境基本計画策定
1993	・持続可能な開発委員会(CSD)設置 ・生物多様性条約発効 ・エメックス 93(米・ボルチモア市)	
1994	・気候変動枠組条約発効 ・環境経済の促進及び環境に調和する廃棄物処理確保に関する法律制定(独)	

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政	
	世界の動き	国内の動き
1995	・気候変動枠組条約第1回締約国会議（COP1、ベルリン市） ・IPCC 第2次評価報告書公表	・こどもエコクラブ全国募集・登録開始 ・「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 ・容器包装リサイクル法公布 ・生物多様性国家戦略策定 ・グリーン購入ネットワーク発足
1996	・環境税導入（オランダ） ・廃自動車政令決定（独） ・COP2（ジュネーブ市）	・大気汚染防止法改正（有害大気汚染物質対策の導入等） ・水質汚濁防止法改正（地下水の浄化措置命令制度の導入等）
1997	・エメックス 97（スウェーデン・ストックホルム市） ・気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP 3、京都市）	・環境影響評価法の公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（処理施設設置手続の明確化、不法投棄対策の強化等）
1998	・土壌保全法制定 ・COP 4（アルゼンチン、ブエノスアイレス市）	・地球温暖化対策の推進に関する法律の公布 ・環境ホルモン戦略計画 SPEED98の策定 ・地球温暖化対策推進大綱決定
1999 〔60 億人〕	・COP 5（独、ボン市） ・エメックス 99（トルコ、アンタルヤ市）	・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布 ・ダイオキシン対策特別措置法の公布 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）の公布
2000	・COP 6（オランダ、ハーグ市）	＜循環型社会元年＞ ・循環型社会形成推進基本法公布 ・再生資源の利用の促進に関する法律を資源の有効な利用の促進に関する法律に全面改正 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）公布 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）公布 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）公布 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（産業廃棄物処理に関する都道府県の権限強化等）
2001	・エメックス 2001（日本、神戸市） ・COP 7（モロッコ、マラケシュ） ・IPCC 第3次評価報告書公表	・環境省発足 ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）施行 ・21世紀「環の国」づくり会議 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）公布 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB適正処理推進法）公布 ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布

西 暦 〔世界人口〕	環境問題・環境行政	
	世界の動き	国内の動き
2002	・ヨハネスブルグで地球サミット（国連環境開発 会議）開催 ・COP 8（インド、ニューデリー）	・「環の国くらし会議」 ・地球温暖化対策推進大綱改正 ・京都議定書国会で批准 ・土壌汚染対策法公布 ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）公布 ・自然再生推進法公布 ・地球温暖化対策の推進に関する法律改正（京都議定書目標達成計画、地球温暖化対策推進本部、地球温暖化対策地域協議会を規定） ・自然公園法改正（行為の規制項目の拡充、利用調整地区制度、風景地保護協定制度、公園管理団体制度の導入等） ・新・生物多様性国家戦略の決定 ・改訂レッドデータブック（哺乳類ほか）刊行
2003	・飲料容器に強制デポジットを導入（ドイツ） ・世界水フォーラム開催（日本、京都府、大阪府、滋賀県） ・COP 9（イタリア、ミラノ）	・自然再生推進法施行 ・土壌汚染対策法施行 ・自然再生基本方針の決定 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布・一部施行
2004	・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POP s 条約）発効 ・世界環境大臣フォーラムがアジアで初開催（韓国） ・COP 10（アルゼンチン、ブエノスアイレス）	・環境省「環境と経済の好循環ビジョン」発表 ・ヒートアイランド対策大綱策定
2005	・京都議定書発効 ・COP 11/MOP 1（カナダ、モントリオール）	・京都議定書目標達成計画策定 ・地球温暖化対策の推進に関する法律改正（事業活動に伴う温室効果ガス排出量の報告の義務化等） ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律施行 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）施行
2006	・COP 12, COP/MOP 2（ケニア、ナイロビ）	・石綿による健康被害の救済に関する法律公布・一部施行 ・第三次環境基本計画策定 ・容器包装リサイクル法改正（排出抑制に向けた取組の促進等） ・大気汚染防止法改正（VOC 規制の導入） ・大気汚染防止法改正（アスベスト規制に関して規制対象を追加）
2007	・COP 13, COP/MOP 3（インドネシア、バリ島）	・食品リサイクル法改正（食品関連事業者に対する指導監督の強化等） ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）改正（回収率向上に向けた規制の強化）

（出典）『兵庫県・環境白書』19年度版

＜経済先進国＞

公害を代表とする汚染汚濁型の環境破壊を乗り越え、地球規模（温暖化など）と生活密着型（ゴミなど）の環境問題に対応しようとしている

＜発展途上国＞

特に後発発展途上国は、貧困が環境破壊をもたらし、環境破壊がさらなる貧困を生むという下方スパイラルから抜け出せず、「収奪型自然破壊」や「公害型環境汚染」を繰り返している

→ ただ共通していえるのは、今、最大の環境破壊は「戦争」によって引き起こされる